

貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(12,483,111) ^{千円}	(負債の部)	(6,807,138) ^{千円}
流動資産	5,907,031	流動負債	3,851,180
現金及び預金	801,365	支払手形	381,624
受取掛手形	100,555	買掛金	801,741
売掛金	1,143,931	短期借入金	960,000
有価証券	2,047	1年以内返済予定長期借入金	658,114
商製品	2,107	1年以内償還予定社債	300,000
原材料	1,802,073	未払金	112,328
原仕掛品	298,054	未払費用	165,083
貯蔵品	1,289,618	未払法人税等	8,052
前払費用	77,520	未払消費税	36,387
繰延税金資産	12,295	前受り金	11,417
繰延税金資産	260,913	預り金	42,608
貸倒引当金	117,197	賞与引当金	81,747
	△ 648	設備関係支払手形	107,381
固定資産	6,555,759	設備関係未払金	58,037
有形固定資産	5,975,535	その他の	126,657
建物	1,950,928	固定負債	2,955,957
構築物	354,354	長期借入金	2,101,440
機械及び装置	2,386,545	再評価に係る繰延税金負債	266,630
車両運搬具	10,814	退職給付引当金	522,410
工具・器具及び備品	76,517	役員退職慰労引当金	65,476
土地	1,160,043		
建設仮勘定	36,331	(資本の部)	(5,675,973)
無形固定資産	98,378	資本金	1,926,000
ソフトウェア	260	資本剰余金	1,487,149
その他の	98,118	資本準備金	1,487,149
投資等	481,845	利益剰余金	1,864,202
投資有価証券	194,901	利益準備金	235,704
子会社株	15,000	任意積立金	2,816,312
従業員長期貸付金	659	配当準備積立金	150,000
長期前払費用	1,070	固定資産圧縮積立金	56,312
繰延税金資産	19,259	別途積立金	2,610,000
繰延税金資産	180,970	当期未処理損失	1,187,813
貸倒引当金	72,984	(うち当期損失)	(1,226,743)
	△ 3,000	土地再評価差額金	390,095
繰延資産	20,320	株式等評価差額金	13,139
新株発行費用	20,134	自己株式	△ 4,613
社債発行差金	186		
資産合計	12,483,111	負債及び資本合計	12,483,111

損 益 計 算 書

(平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目		金 額
経常 損益の部	営業損益の部	6,711,502 <small>千円</small>
	営業	6,711,502
	営業	7,131,244
	営業	5,710,100
	営業	1,421,143
	営業	419,742
	営業	36,868
	営業	1,485
	営業	6,210
	営業	1,149
経常 損失の部	営業	28,023
	営業	372,685
	営業	72,465
	営業	4,900
	営業	248,593
	営業	46,726
	営業	928
	営業	928
	営業	431,513
	営業	110
特別 損益の部	特別	18,205
	特別	209,003
	特別	1,500
	特別	111,382
	特別	91,311
	特別	1,186,144
	特別	7,920
	特別	32,677
	特別	1,226,743
	特別	38,929
当期損失		1,187,813
前期繰越利益		38,929
当期未処理損失		1,187,813

重要な会計方針に関する事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ 時価法
- (3) たな卸資産 総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法 但し、平塚工場・日向工場については建物(建物附属設備を除く)を除き定率法
- (2) 無形固定資産 定額法 但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- (3) 長期前払費用 定額法

3. 繰延資産の処理方法

- 新株発行費 3年以内に均等額以上を償却する方法によっております。
社債発行差金 社債償還期間にわたり均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員および兼務役員の使用人分に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法に基づき、退職一時金部分については退職給付に係る期末自己都合要支給額、企業年金部分については、直近の年金財政計算における公正な評価額を基礎として合理的に算定された金額を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 商法第287条ノ2に規定する引当金であり、役員の退職により支給する退職慰労金にあてるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理 但し、為替予約が付された外貨建金銭債権債務については振当処理を行っており、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約、通貨オプションおよび金利スワップ取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および資金調達に伴う借入金取引
- (3) ヘッジ方針 当社は、通常の営業取引の範囲内で、将来の為替レート変動リスク・金利上昇リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動割合の相関関係を求めることにより、有効性の評価を行っております。
なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. 消費税等の会計処理 税抜方式

9. 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

当期から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 子会社に対する短期金銭債権 70千円
 2. 子会社に対する短期金銭債務 134,825千円
 3. 主要な外貨建の資産 現金及び預金 130,869千円 (1,097千米ドル)
売掛金 260,054千円 (2,181千米ドル)
 4. 有形固定資産の減価償却累計額 7,559,482千円
 5. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。
なお、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価または固定資産税評価額の倍率方式に基づき、合理的な調整を行っております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
当該事業用土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額) 401,987千円
 6. 改正地方税法の公布に伴い法定実効税率の見直しを行っております。
この変更に伴い、繰延税金資産は10,106千円減少し、再評価に係る繰延税金負債は9,194千円減少しております。
 7. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、酸化チタン製造設備・電子材料製造設備・試験研究機器・コンピューター等の事務機器の一部をリース契約により使用しております。
 8. 担保に供している資産
建物 647,737千円
構築物 217,917千円
機械及び装置 1,447,563千円
工具・器具及び備品 35,531千円
土地 979,690千円
合 計 3,328,441千円
 9. 一株当たり当期損失 72円92銭
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等)
当期から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
この変更による影響はありません。
 10. 配当制限
土地の再評価に関する法律第7条の2第1項に規定する土地再評価差額金 390,095千円
商法第290条第1項第6号に規定する純資産の増加額 13,139千円
- (損益計算書関係)
1. 子会社に対する売上高 39千円
 2. 子会社からの仕入高 174,602千円
 3. 子会社からの役務対価 316,296千円
 4. 子会社との営業取引以外の取引高 1,320千円
 5. 一般管理費に含まれている研究開発費の額 332,284千円